

保育所における安全教育の方法に関する研究

(分担研究：小児の事故とその予防に関する研究)

齋藤 歎能 * 荻須隆雄 **

要約：日本体育・学校健康センターの災害共済給付状況をもみても、保育所・幼稚園における事故災害は膨大なものである。また、筆者らが以前に研究した家庭における幼児の事故災害の実態をもみても、その数の多さに目を見張るものがある。保育所においては、危険と想定される施設・設備に対する安全指導を組織的、計画的に指導することが望まれる。本研究においては、過去における筆者らの保育所における事故災害の実態の研究をもとに、保育所における安全指導の指導書を作成することを目的に研究を進めたものである。

見出し語：保育所、事故、安全教育、安全管理

研究目的：1991年の人口動態統計をみると、0歳を除き、1歳から29歳までの死因順位の第1位は不慮の事故となっている。また、平成2年度の日本体育・学校健康センターの災害共済給付状況から、保育所・幼稚園の給付件数をみると、死亡見舞金12件、障害18件、負傷92,052件、合計92,082件であり、その数の多さに目を見張るものがある。この現状をみると、小児の死亡は、年を追って改善されてきたが、その中で不慮の事故による死亡はほとんど改善されていない。このような状況の中で、小児の事故の予防対策を確立して社会的な啓蒙活動を行うことは看過できない緊急な課題であるといえる。

筆者らは、過去の研究において、保育所、幼稚園、児童館、小学校などにおける小児の事故の実態調査や行動観察を行い、その結果について報告をしてきた。今回の研究は、過去の研究を基に乳幼児の事故災害の発生のメカニズムと事故災害の防止のための理論の構築をするとともに、その理論を基に保育所・幼稚園における安全指導をする際のガイドラインの作成を目的と

して研究を進めた。特に、小児が日常生活の中で安全な行動がとれ、自らの生命を守ることができる能力を高めることに視点をおき研究を進めたので、その結果について報告する。

研究方法：保育所における安全指導の実施状況を把握して、今後の指導に際しての事故防止の手引書を作成することを目標として、過去の筆者らの保育所における実態調査を分析し、検討を加えたものである。

① 保育所における事故災害の実態を把握するために、昭和60年に過去4年間保育所内で事故を経験し、日本健康センターの医療費給付の対象となった292名を調査した。その結果を昭和61年度厚生省心身障害研究に報告をしているが、その結果について活用をした。

② 地域の幼児、児童が利用する児童館における事故災害の実態を把握するために、平成元年11月にアンケート調査を実施し、全国の330館から回答が得られた。その結果について平成元年度厚生省心身障害研究に報告しているが、

* 横浜国立大学教育学部 (Faculty of Education, Yokohama National Univ.)

** 玉川大学文学部 (Faculty of Arts and Education, Tamagawa Univ.)

それらの結果を活用した。

③ 保育所における安全指導の実施状況の実態を把握するために、平成2年9月にアンケート調査を実施し、全国の225園から回答が得られた。その結果については、平成2年度厚生省心身障害研究に報告をしているが、その結果を活用した。

④ 平成3年9月に、T保育園における行動観察を実施し、行動観察を通して事故の原因となる子どもの行動と潜在危険の発見に努めるとともに、園舎内外の施設・設備の潜在危険を発見し安全管理のあり方を究明した。

研究結果及び考察：保育所および幼稚園における筆者らの過去の事故災害の実態調査や行動観察などの結果から、事故災害の一般傾向を見ると、次のようであった。

- 建物に関係した災害（保育室、遊戯室、廊下、階段、窓、出入口の戸や扉など）

- 園庭に関係した災害（園庭内の危険物ービンやくぎなど、遊具、用具、飼育動物など）

- 遊具に関係した遊具（砂場、鉄棒、すべり台、ジャングルジム、太鼓橋など）

- 用具に関係した災害（はさみ、金づち、のこぎり、接着剤、はりがね、三角定規など）

- 園具（家具、備品類）に関係した災害（机、腰かけ、ベッド、テーブルなど）

- 玩具に関係した災害（金属性玩具、飛び出し玩具、花火など）

以上のような事故災害が保育所や幼稚園で多発していた。

さらに、これらの事例を分析してみると、事故の原因として、①危険な環境、②危険な行動、③危険な心身の状態、④危険な服装の4つの原因があることがわかった。その内容は、次のようなものである。

① 危険な環境とは、園舎内でよく事故が発生する窓、出入口の戸や扉、階段、廊下などであり、これらの環境の安全対策が必要となる。

② 危険な行動とは、子どもは大人と比較して危険な行動をとりやすい。それは、子どもの行動特性からみると、自己中心的な行動をとる、衝動的な行動をとる、動揺的な行動をとるため

である。例えば、振動しているブランコの下に平気でボールを拾いに行く行動、狭い廊下で危険な遊びをする行動、玩具を平気で投げる行動などはそれである。

③ 危険な心身の状態とは、精神状態の不安定や身体的な不調によって起こる事故である。例えば、我を忘れて夢中になって事故を起こす、あわてて事故を起こす、心の動きが激しく事故を起こすなどは精神状態の不安定によって起こす事故である。また、睡眠不足や疲労などによって身体の動きが鈍くなって事故を起こす、風邪など身体的な面の不調によって事故を起こすなどはその例である。

④ 危険な服装とは、大きすぎたり、小さすぎたりする服や靴による事故、通園などで両手いっぱい持った荷物で自由がきかず起きた事故など、身体に身につけたものや、手に持っているものなど、すべてを含めた幅広い服装の危険によって起こる事故である。

事故は、この4つの危険のうち1つの危険であっても、その危険の比重が大きければ発生するが、大部分の事故は、2つ以上の危険が重なり合い絡み合うことによって、事故発生の方が次第に増大して、事故が発生していることがわかった。

事故を防止するためには、事故が発生するこの4つの危険な原因を早期に発見し、早期除去する能力を付与する必要がある。つまり、子どもの発育発達段階に応じて、危険の原因について知り、その危険に対して予防の対策が立てられることである。例えば、はき掃除のため保母が机の上に椅子を上げていたところ、壁に付けて置いてあるオルガンにA君が登っているのを見つけて注意し、抱き降ろした。続けて掃除にかかっていたとき、A君とB君は、またオルガンの上に登り遊びはじめたときにオルガンが倒れ、A君の左手中指をオルガンの下にはさみ、手指欠損の負傷を負った。

この事故事例を見ると、事故の原因としては、子どもがオルガンに登るという危険な行動の原因、オルガンそのものが不安定で倒れるという環境の原因、保母さんに危険であると言われながら再びオルガンに登るという危険な心身の不

安定な状態が原因となっており、3つの原因が重なり合っていることがわかる。

そこで、本事故の防止をするためには、A君の発育発達段階に応じた事故防止策としては、①オルガンに登ることは行動の危険であることを理解させることである。そして、保母の指導によって、オルガンの上に登ることの危険を知り、登らないようにして危険を避けることができるようになることである。②オルガンが倒れるという不安定な危険な環境を子どもは理解することはできない。そのため、環境の危険については、園の管理者や子どもの指導にあたっている保母が安全点検を実施して施設内における安全管理の徹底をはかっていく必要がある。この種の事故は、子どもよりも管理者の責任であることが多い。③保母さんに危険であると言われながら再びオルガンの上に登って事故をひき起こすということは、心身の状態が不安定なためである。つまり、子どもの自己中心的な行動と衝動的な心的状態の心身の特性があるため心の不安定を欠き事故に結びついている。したがって、心の安定をはかることが、子どもの事故防止には重要であるとともに、また、年齢発達段階に応じて自己抑制のできるよう指導することも重要となる。以上のように、3つの原因のうち、1つの原因でも対策を立てることによって事故防止ができることがわかった。

次に、事故事例を分析し、検討した結果から、保育所における安全の概念についてフローチャートを作成してみると、次のようである。保育所における安全保育をみると、子どもの安全に対する実践的な態度や能力を育てるための安全指導と、子どもの安全を確保し、保育所の円滑な運営に資する安全管理に大別して捉えることができる(図1)。

このため、安全指導においては、子どもの安全にとって望ましい行動の変容に必要な安全に関する知識や技能を習得させるための安全指導と、安全に関する原理・原則を具体的な行動場面に適用し、常に正しい判断のもとに安全な行動ができる態度や能力を養う安全実践(行動)を適切に行っていくことが必要とされる。

また、安全管理においては、対人管理と対物

管理を適切に行うことが必要である。対人管理としては、事故災害の発生の要因となる子どもの心身の状態の把握と分析、安全行動の実態の把握、緊急時の救急体制の確立、保育所内外での生活における行動の規制などをして子どもの事故防止の対策を講じることが必要である。さらに、対物管理として、園舎内外の施設・設備の安全点検と安全措置および情緒的環境の醸成などを行って、子どもの安全を確保する必要がある。

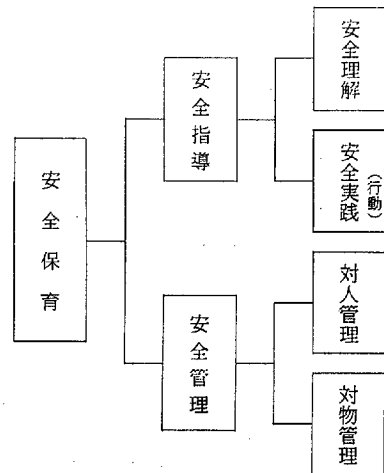
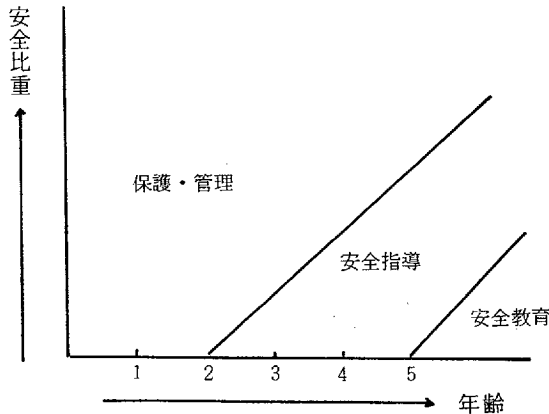


図1 保育所の安全概念

このような、安全指導と安全管理は、両者の有機的な関連を図って、一体的に推進していかなければならないものである。この概念を基に、保育所における安全対策を立てていく必要がある。

さらに、事故の結果を分析してみると、発育発達段階別にみた安全保育をしていく必要がある(図2)。0~2歳児では、安全に関する理解や行動は、全く無の状態であり保護者の100%の保護と管理が必要である。そのため、この段階での安全指導としては、例えば危険なときには軽く手をたたき、熱い鍋に触わろうとしたときには一寸触わせてその危険を理解させるなど、条件反射的に安全に対する習慣づけが必要である。2~4歳児では、ごっこ遊びが盛んに行われるようになるため、日常生活の中で正しい行動がとれるよう、模倣によって安全に対



※年齢とともに保護・管理から安全指導の比重が増加し、さらに、幼児期の後半には安全教育の比重が増加するようになる。

図2 発育発達段階別にみた安全保育

する行動様式を身につけさせることが大切である。そのためには、保護者が正しい行動をとることが必要となる。3～5歳児では、この時期には言葉がかなり話せるようになり、行動もかなり安定するようになる。したがって、この時期の子どもには、言語的な理解によって安全に関する指導を進めるとともに、安全に関する種々の体験によって安全に対する適応能力を高めていくことが必要となる。5歳以上になると、危険と安全の判断力も身につくようになり、安全に対する知識や態度も高まってくる。したがって、指導から教育が可能になってくるため、安全教育によって正しい知識と技術や態度を身につけさせ、責任ある積極的な態度と行動を養うようにすることが必要となる。

以上のように、保育所等における事故災害の実態調査、保育所における行動観察などの研究から、保育所における事故災害の一般的傾向、子どもの事故の原因、子どもの事故発生メカニズム、発育発達段階における安全指導の方法、保育所安全の概念の設定の必要性など、今後の安全指導に対する多くの知見を得ることができた。これらの結果と考察を基に、本研究では、保育所における園舎内に共通する潜在危険、共通する必要な安全管理、共通する必要な安全指導の表の作成を行った(表1)。また、施設・設備別に特徴的な潜在危険をあげ、それに対する

必要な安全管理と必要な安全指導の具体的内容を取り上げ、表の作成を試みた。

次に、保育所における園舎外に共通する潜在危険、共通する必要な安全管理、共通する必要な安全指導の表の作成を試みた(表2)。また、施設・設備別に特徴的な潜在危険をあげ、それに対する必要な安全管理と必要な安全指導の具体的内容を取り上げ、表の作成を試みた。以上の表の試作によって、今後の保育所における安全確保のために必要なマニュアルを作成中である。

総括：保育所における事故災害は、毎年多発していることがわかった。これら、子どもの事故災害を防止することが、現在の保育所においては急務であるといえる。現在の保育所では、事故災害に対する安全管理と安全指導のあり方は、無防備の状態にあるといえる。今回の3年間の研究においては、子どもの事故災害の実態調査や行動観察などを実施して、保育所における事故災害の一般的傾向、事故の原因、事故発生メカニズム、子どもの発達段階における安全指導の方法、保育所における安全概念の設定などの理論的な解明をすることができた。今後は、現在も進行中であるが、保育所におけるガイドラインを作成して、事故災害の防止の一助となるよう研究を進めたものである。

表1 園舎内の潜在危険・安全管理・安全保育例

① 園舎内に共通する事項・内容

共通する潜在危険(例)	共通する必要な安全管理(例)	共通する必要な安全保育<指導>(例)
<ul style="list-style-type: none"> ・滑りやすい床 ・破損している床 ・ドア・引き戸・ガラス戸 ・窓ガラス ・腰板の破損 ・安全柵の無い窓・低い窓 ・コンセント・電源 ・ガス栓・ガス管 ・消火器・砂袋 ・石油・ガストーブ ・露出している電球などの照明器具 ・積み重ねた備品・箱類 ・立て掛けてある遊具・備品・資材など ・重量のある掲示物・柱に掛けてある消火器 ・収納庫・収納されている物品 ・机・椅子・台などの下部に出ている釘 ・窓・ドアの錠部-手をかける ・他児にドア・扉・蓋を締められる ・ドア付近に座る・立つ・寄り掛かる 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期安全点検表の作成と点検 ・雨天時・降雪時、高湿度時における廊下・室内の水滴の拭き取り ・改修・改善・撤去 ・安全柵(防護柵)の設置・安全ゾーン表示 ・収納場所、方法の変更 ・事故発生に関する記録・保存と安全管理への活用 ・幼児の健康状態、心理状態(叱られた、泣いているなど)の把握 ・幼児の運動能力、判断力、理解力、性格などの個別的把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑りやすい服装・履き物(靴下を履いたままの歩行、上履の履き方) ・危険物・危険状態発見時の対応の仕方について ・危険回避について ・危険物の除去について ・危険が予測される設備・備品・状況や危険状況の発生、安全な遊び・行動について、実際の場で体得させる ・安全に行動できるための正しい判断。対処の仕方が身につくように、繰り返し指導する。

② 設備別事項・内容

設備	特徴的な潜在危険(例)	必要な安全管理(例)	必要な安全保育<指導>(例)
1. 保育室 遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・机・椅子の破損 ・不安定な柵・高所への荷積み ・衣服・カバン掛け用金具(フック) ・画鋲・針・釘 ・重量のある掲示物・装飾品 ・ガラス付き額縁 ・遊具の接続部のはずれ ・遊び中の遊具の崩れ ・積み上げ式・組立て式遊具に上る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整理整頓 ・掲示場所の改善 ・収納保管物の撤去 ・破損遊具の補修・整備 ・文具・事務用品の管理 ・はさみなどの用具の手入れ(両刃のかみ合い具合) ・用具・工具を使う活動時では、特に落ち着いた雰囲気づくり(保育環境づくりに対する配慮) 	<ul style="list-style-type: none"> ・室内での安全な行動のしかた ・遊具・用具の正しい使い方 ・約束ごとを守る ・はさみなどの用具を持って駆けたり、ふざけない ・用具の使い方、持ち方、運び方などについて ・接着剤の着いた手で目をこすらない ・紙類一扱い方による事故の発生について ・虫めがねで太陽を見ないなど

	<ul style="list-style-type: none"> ・破損遊具 ・大型・移動式、接続式遊具に挟まれる ・幼児同士の衝突 ・遊具からの転落・落下等 ・椅子からの後部転落 ・整理棚・ピアノ・オルガンなどに上る ・午睡中の幼児への遊具・机等の落下 ・セロテープ台のカッター部 ・ハサミ・ナイフ等文具 ・虫めがね ・接着剤 ・給食・配膳時の食器・食物 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団行動中（遊び・午睡中など）の抜け出しに対する管理 ・他児と別行動をとる幼児に対する管理 ・給食・配膳時一落ち着いた雰囲気づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険・粗暴な遊び・行動に対する制止
2. 調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・調理用具・食器類 ・異常温度の食物・調理用具 ・防虫剤等薬品類 ・洗剤類 ・調味料 	<ul style="list-style-type: none"> ・刃物類、危険物の管理 ・出入口の施錠 ・火気の点検 ・ガス漏れの点検 ・電気系統の点検 ・調味料の保管・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で入室しない ・給食・配膳時の食器・食物の扱いについて
3. 事務室 管理室 保母室	<ul style="list-style-type: none"> ・湯沸かし・保温ポット ・折りたたみ式椅子 ・ナイフ・ハサミ等の用具 ・事務用機器・器材 ・洗剤類 ・薬品・塗料・溶剤等 ・タバコ・灰皿 ・マッチ・ライター 	<ul style="list-style-type: none"> ・整理整頓 ・洗剤：薬品・塗料・溶剤等の管理 ・職員不在時の施錠 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員不在の場合は、入室しない
4. 乳児室 (ほふく室)	<ul style="list-style-type: none"> ・開放状態・施錠不備のベビーベット柵 ・窓際にあるベビーベット ・ベット周辺の備品・箱類 ・布団等寝具類の状態 ・固形食物の喉のつかえ ・嘔吐 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全柵の施錠の確認 ・安全柵・ベット台等の破損、ネジのゆるみなどの定期点検 ・定期巡回 ・乳児の運動、興味の示し方などについての観察、記録、報告 ・調理方法の配慮 	
5. 医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・薬品・器具 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬品・器具の保管・管理 ・薬品・器具棚の施錠 ・薬品リストの作成と定期点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で入室させない

6. 昇 降 口	<ul style="list-style-type: none"> ・固定されていない下足箱 ・スノコ板の破損・釘 ・不十分な広さ ・床面の水滴 ・滑りやすい床面 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨天・降雪時，高湿度時の床面の拭き取り ・不安定な設備の改修 ・外出・入室時の集中を避ける ・安全点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・押さない（押し合わない） ・きまりを守る
7. 廊 下	<ul style="list-style-type: none"> ・滑りやすい床面 ・床面の部分的破損 ・画鋲などの落下物 ・幼児・職員との衝突 ・異常温度との接触（給食準備時など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑りやすい床の改修・補修 ・給食時の幼児の行動に対する管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・走らない ・危険な遊びをしない ・正しい廊下の歩き方について
8. 便 所	<ul style="list-style-type: none"> ・滑りやすい床面 ・風であおられやすいドア ・開閉が重いドア ・暗い大便所ブース ・大きすぎる便器 ・非水洗式便所－大便器の穴 ・洗剤・薬品類 	<ul style="list-style-type: none"> ・潜在危険部の改修・補修 ・洗剤・薬品類の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てない ・急がない（飛び出し，飛び込み） ・便所の使い方について ・扉・ドアの開閉の仕方について
9. 手 洗 い 台 水 飲 み 場	<ul style="list-style-type: none"> ・カラン ・滑りやすい床面 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の床面の拭き取り ・滑り止めの工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・押さない（押し合わない） ・ふざけない ・割り込みをしない
10. 足 洗 い 場	<ul style="list-style-type: none"> ・カラン ・滑りやすい足場 ・滑りやすい周辺の床面 ・低い段差 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児が集中することを避ける ・洗った後の足拭き・上靴の履き替え場所・周辺の安全点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・押さない（押し合わない） ・濡れたままの足で歩き回らない
11. 門 扉 フ ェ ンス 柵	<ul style="list-style-type: none"> ・開放状態の門扉 ・固定されていない門扉 ・門扉と門柱との隙間・蝶番部 ・フェンス・柵の破損 ・鉄部・木部の腐蝕 ・コンクリート・ブロックのひび割れ ・門扉・門柱・柵・門壁などに上る，よじ上る・ぶら下がる 	<ul style="list-style-type: none"> ・門扉の固定 ・閉鎖時の門扉の施錠 ・狭すぎる隙間の改修 ・破損部の改修・補修 	<ul style="list-style-type: none"> ・門扉やその周辺で遊ばない ・危険な遊びの制止 ・きまりを守る

<p>12. バルコニー (階上通路)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・箱類・什器等の保管、放置 ・移動式遊具の設置 ・低い安全柵 ・間隔の幅が広い格子 ・階下への物の落下 	<ul style="list-style-type: none"> ・保管、放置を避ける ・落下防止設備の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・箱などの上に昇らない ・階下へ物を投げたり、落とさない ・安全柵・手摺りによび上ったり身を乗り出さない
<p>13. 階 段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・つまずく ・滑る・踏みはずす ・手摺りを滑り降りる ・低い手摺り、幅広い格子 ・開放状態の安全柵 ・階下への落下物 	<ul style="list-style-type: none"> ・階段上下部への安全柵の設置 ・安全柵の施錠の確認 ・滑り遊びができない手摺りの構造・形態への改善 ・階下への落下物の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・手摺りでの遊びの禁止 ・押し合わない ・走って昇降しない ・飛び降りない ・階段での遊びの禁止
<p>14. 布 団 等 寝 具 類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寝具などによる睡眠中の窒息 	<ul style="list-style-type: none"> ・午睡中の巡回監視 ・寝具類の収納庫の施錠 	<ul style="list-style-type: none"> ・布団等寝具を使つての遊びの禁止 ・枕の投げ合いなどの禁止
<p>15. 暖 房 器 具</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス・石油ストーブ ・ガス・石油ストーブ ・ガスホース・ガス栓 ・ストーブ上のやかん ・灯油 ・マッチ・ライター類 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全柵を置く、接近禁止標示 ・安全性のある容器の使用 ・燃料の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・暖房器具周辺での遊びの禁止 ・暖房器具周辺での行動のとり方 ・火の危険について
<p>16. 小 動 物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ウサギなどによる手指の噛まれ ・動物に押し倒される ・動物に追いかける ・金網の破損 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全柵の設置 ・破損部の補修 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育方法や動物の特性について <ul style="list-style-type: none"> ◦飼育小屋に接近したり、金網から手指を入れない ・動物にいたずらをしない ・一人では動物に近寄ったり、触ったりしない
<p>17. ガラス戸 窓ガラス ガラス入り 間仕切り (衝立)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ易いガラス ・大きなガラス ・衝突しやすい位置にあるガラス ・破損したガラス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス破損防止の措置 ・ガラス戸・窓の近くに不安定で倒れやすい什器類を置かない ・群がって幼児を移動させない ・ガラス破損時の清掃(幼児を近付けない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス戸の近くで物を投げない ・ガラスが割れ易い遊具を使って遊ばない ・ガラス戸の近くで遊ばない ・ガラス戸等に寄り掛からない

表2 園舎外（園庭・固定遊具等）の潜在危険・安全管理・安全保育例

① 園舎外に共通する事項・内容

共通する潜在危険（例）	共通する必要な安全管理（例）	共通する必要な安全保育＜指導＞（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・遊具の破損 ・回転部・運動部の摩滅 ・溶接部の不良 ・ネジのゆるみ・はずれ・欠落 ・塗装のはがれ ・地中固定部の腐蝕 ・接続部のはずれ ・コンクリート部の露出 ・支柱・地表と回転部・運動部との隙間 ・着地面・着地周辺の地表、樹木・固定遊具・庭石・フェンス・網など ・太陽熱による金属部の加熱 ・遊具相互の間隔 ・雨天・降雪時、雨天・降雪後の水滴・雪の付着、滑りやすい地表 ・低年齢幼児による使用（身長・運動能力等に合わない遊具の使用） ・不適切な使い方・遊び方 ・使用・活動時の幼児の服装・持ち物（手袋・カバン・履き物、靴などの履き方、乱れた服装、棒・縄・板切れ・釘等の保持） ・幼児の行動 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 他児に押される・押し合う ◦ 足を踏みはずす ◦ 手足が滑る ◦ 飛び降りる・飛び乗る ◦ 前後を横切る ◦ 物を投げる など ・運動・回転する遊具、滑り降りて来る遊具の前後・周辺で遊ぶ・移動する ・自転車・自動車・乳母車、作業用具等機械に触れる・乗る 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検表の作成 ・定期安全点検 ・破損・危険遊具の撤去・改修 ・除去できない危険物に対する囲い（幼児が使用できないように、近付けないようにする） ・天候に合わせた点検 ・車両、作業用具などの駐車・収納の安全確保 ・職員による監視 ・事故発生に関する記録・保存と安全管理への活用 ・幼児の健康状態、心理状態（叱られた、泣いているなど）の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物・危険状況、見なれない物を発見した時には、すぐに保育者に知らせる ・遊具の安全な使い方について、実際の遊具で体得させる ・危険が予測される遊具での遊びについて、実際の場で体得させる <ul style="list-style-type: none"> ◦ カバンを掛けたまま遊具に乗らない ◦ 友達を押さない・押し合わない ◦ 取り合いをしない ◦ 順番を待つ ◦ ガラスビン、棒・板切れ、釘、石、砂、網などを持って、遊具で遊ばない など ・危険な遊び・粗暴な遊びの制止 ・危険の回避について ・安全に遊べるようにするために、繰り返し、実際の遊具で指導する

② 設備別事項・内容

設 備	特徴的な潜在危険（例）	必要な安全管理（例）	必要な安全保育＜指導＞（例）
1. ブランコ	<ul style="list-style-type: none"> ・安全柵の未設置 ・つり金具の摩滅 ・鎖状つり金具の連結部 ・使用中のブランコ前後・左右の横断・縦断 ・飛び降りる・飛び乗る ・左右に揺らす ・つり金具をねじる ・不安定な座り方 ・他児が押す・揺らす 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全柵の設置 ・幼児の年齢・運動能力 ・性格等に応じた補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な乗り方，危険な乗り方について ・危険・粗暴な遊びの禁止 ・周辺での遊び・行動について
2. すべり台	<ul style="list-style-type: none"> ・上部で押される・押し合う ・滑面を登る ・手摺りを滑り降りる ・滑面に石を転がす ・板切れ，パンボールなどを敷いて滑る ・着地部の状態 <ul style="list-style-type: none"> ◦砂場との共用－着地部周辺で遊ぶ他児との衝突 ◦着地部前方，周辺の樹木，コンクリート建造物，遊具，壁，フェンス・柵など 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児の年齢・運動能力 ・性格等に応じた補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な遊び方，危険な遊び方について <ul style="list-style-type: none"> ◦立ったまま滑り降りない ◦ふざけたり，押しあったりしない ◦物を持って上ったり，滑らない ◦頭を下にして（うつ伏せ・仰向け状態）で滑らない



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:日本体育・学校健康センターの災害共済給付状況をみても,保育所・幼稚園における事故災害は膨大なものである。また,筆者らが以前に研究した家庭における幼児の事故災害の実態をみても,その数の多さに目を見張るものがある。保育所においては,危険と想定される施設・設備に対する安全指導を組織的,計画的に指導することが望まれる。本研究においては,過去における筆者らの保育所における事故災害の実態の研究をもとに,保育所における安全指導の指導書を作成することを目的に研究を進めたものである。